

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を 軽減する制度が始まりました。

<高額医療・高額介護合算療養費制度>

○世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

～ このように負担が軽減されます ～

<夫婦2人世帯の例>（ともに72歳・市町村民税非課税）

○これまでは、例えば、1年間で、
医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、
年間の負担が50万円であったものが、



○これからは、
年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額：31万円（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）をお返しすることにより、
年間の負担が31万円にとどまります。

平成21年度の支給要件・支給額

○世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、**平成20年8月～21年7月末にお支払いされた医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。**

（平成20年4月～平成21年7月末の16ヶ月間の自己負担額が、次のカッコ内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。）

（70～74歳の方）

- ① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場 ……67万円（89万円）
- ② ①・③・④以外の場合 ……56万円（75万円）
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 ……31万円（41万円）
- ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下* の場合 ……19万円（25万円）
※年金収入80万円以下等

（70歳未満の方）

- ① 世帯員全員の合計所得が一定以上* の場合 ……126万円（168万円）
※合計所得600万円を超える場合
- ② ①・③以外の場合 ……67万円（89万円）
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 ……34万円（45万円）